

一般社団法人 日本歯科麻酔学会

認定医制度規則

昭和50年10月24日制定	昭和51年9月17日改正	昭和57年11月25日改正	昭和59年10月8日改正	昭和62年10月22日改正
昭和51年4月1日施行	昭和52年4月1日施行	昭和58年4月1日施行	昭和60年1月1日施行	昭和63年1月1日施行
昭和63年9月23日改正	平成2年10月19日改正	平成5年11月3日改正	平成9年10月10日改正	平成14年9月20日改正
昭和64年1月1日施行	平成3年1月1日施行	平成6年1月1日施行	平成10年1月1日施行	平成15年1月1日施行
平成16年9月30日改正	平成17年10月26日改正	平成18年10月4日改正	平成21年10月8日改正	平成23年5月8日改正
平成17年1月27日施行	平成17年10月26日施行	平成18年10月4日施行	平成21年10月8日施行	平成23年5月8日施行
平成24年8月28日改正	平成24年10月4日改正	平成27年10月30日改正	平成29年10月13日改正	平成30年5月6日改正
平成24年8月28日施行	平成24年10月4日施行	平成27年10月30日施行	平成29年10月13日施行	平成30年5月6日施行
平成30年8月19日改正	平成30年10月4日改正			
平成30年8月19日施行	平成30年10月4日施行			

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本歯科麻酔学会認定医（以下「認定医」とする）とは、歯科麻酔学に関する基本的な知識と技能を有する歯科医師または医師に対して、一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下「学会」とする）が認定した資格であり、地域社会の歯科医療における安全性の向上に貢献する役割を有している。

第2条 本制度は歯科麻酔学の基本的知識と経験を有する歯科医師または医師を養成し、地域社会の歯科医療における安全性の向上に貢献することを目的とする。

第3条 第2条の目的を達成するため日本歯科麻酔学会（以下「学会」とする）は、日本歯科麻酔学会認定医（以下「認定医」とする）を認定し、認定証を交付する。

第2章 認定を受けるものの資格

第4条 認定を受けるものは、次の各項の資格をすべて満足することを要する。

1. 日本国歯科医師または医師の免許証を有するもの
2. 学会が認める研修カリキュラムにしたがい、2年以上にわたり歯科麻酔の研修をしたもの。
3. 歯科麻酔学指導施設の所属長である歯科麻酔指導医が認定医の申請を認めたもの
4. 申請の時点で継続して2年以上本学会会員であるもの
5. 歯科麻酔に関連する学術論文を日本歯科麻酔学会雑誌もしくは Anesthesia Progress に発表したもの

第3章 認定の方法

第5条 認定を受けようとするものは、認定申請料を添えて、次の各項に定める申請書類を認定医審査委員会に提出しなければならない。認定申請料は別に定める。

1. 認定申請書 (様式1)
2. 履歴書 (様式2)
3. 研修証明書 (様式3)
4. 歯科麻酔認定医申請許可書 (様式4)
5. 認定医研修カリキュラム履修項目 (様式5)
6. 救急蘇生講習会受講修了証 (複写)
7. 症例数一覧表 (様式6-1、6-2)
8. 歯科麻酔に関する業績目録 (論文用)

(日本歯科麻酔学会雑誌もしくは Anesthesia Progress への掲載論文のうち一編の別刷等を添付する) (様式7-1)

9. 歯科医師または医師免許証 (複写)

第6条 認定に際しては書類審査を行い、合格者に対しては筆記試験および口頭試問 (以下「試験」とする) を課する。試験は第5章で定める認定医審査委員会がこれを行い、認定は認定委員の2/3以上の賛成により決定する。

第7条 試験に合格したものは別に定める登録料を納付すると、認定証が交付される。

第4章 認定医の更新

第8条 第7条の認定の有効期間は5年とし、更新を受けなければならない。

第9条 更新を受けようとするものは、別に定める更新審査料を添えて、次の各項に定める申請書類を認定医審査委員会に提出しなければならない。

1. 更新申請書 (様式8)
2. 履歴書 (様式2)
3. 最近5年間の学会年会費納入証明書 (様式9)
4. 日本歯科麻酔学会認定医制度施行細則第10条に規定する証明書 (様式10)

第10条 認定医の更新は、認定医審査委員会の議を経て、理事会で行われる。

第5章 認定医審査委員会

第 11 条 認定委員は歯科麻酔科等の教授で歯科麻酔に専従しているもの、およびそれと同等の専門知識と経験を有する者とする。認定医審査委員会は定員 8～10 名、任期 2 年、半数交替制とし、委員長は前年度の学会の総会長が行う。

第 12 条 認定医審査委員会は委員の 3/4 以上の出席をもって成立する。

第 6 章 認定医の資格の喪失

第 13 条 認定医は次の場合、認定医審査委員会の議を経て、理事会の決定によりその資格を喪失する。

1. 本人が資格の辞退を申し出たとき
2. 歯科医師または医師の免許を喪失したとき
3. 本学会会員の資格を喪失したとき
4. 認定医として不適当と認めたとき
5. 更新の手続きを行わなかったとき

第 14 条 日本歯科麻酔学会定款第 17 条により会員資格の復活が認められた者は、認定医資格の更新期限を迎えていない場合に限り、認定医審査委員会の議を経て、理事会の決定により認定医の資格を復活させることができる。

第 7 章 研修カリキュラム

第 15 条 歯科麻酔学指導施設ならびに研修機関における認定医研修カリキュラムは別に定める。

第 8 章 特別規程

第 16 条 理事会において、認定医の指導者として適当と認められたものは、認定医の資格を得ることができる。

第 9 章 規則の変更

第 17 条 本規則を変更する場合は理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。